

桂川町監査告示第 1 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

記

- 1 監査の対象 社会教育課
- 2 監査の実施年月日 平成28年1月19日・20日・21日
- 3 監査の内容 主として平成27年度事務等全般の執行状況
- 4 監査の方法 提出された監査調書の内容を精査するとともに関係者の説明聴取にて実施
- 5 監査の結果 別紙のとおり

平成28年1月21日

桂川町監査委員 武井秀樹

桂川町監査委員 杉村明彦

定期監査 社会教育課

(実施期間：平成 28 年 1 月 19 日(火)～21 日(木))

《指導事項》

○ 桂川町体育施設使用許可等について

桂川町体育施設及び桂川町総合体育館の使用については、それぞれの設置及び管理に関する条例に基づいて規則が設けられており、管理に必要な手続きが定められています。

規則によれば、①施設の使用許可を受けようとする者は、その 3 日前までに施設の使用許可申請書を桂川町教育委員会に提出し、②適当と認めるときは、施設の使用許可書を交付することとされています。

平成 27 年度の管理状況をみると、その使用許可申請書の様式に定められた印鑑が相当数漏れており、使用許可書に至っては、まったく交付されていない状況です。